

御杖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
25年度	人 1,927	千円 2,281,282	千円 295,389	千円 440,287	% 19.3	% 16.9

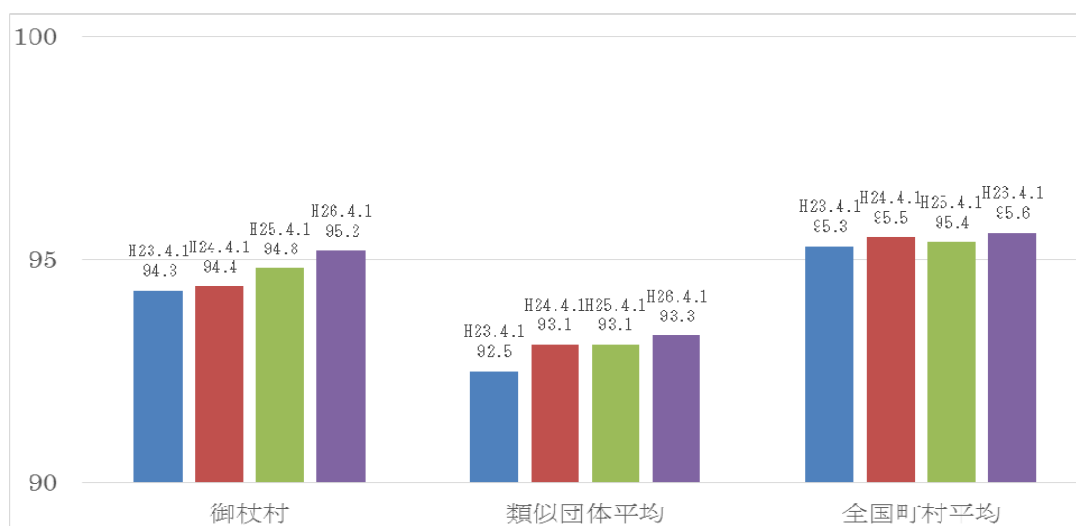
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
25年度	人 46	千円 176,449	千円 24,268	千円 64,498	千円 265,215

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,766	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇格に伴う給料月額の上昇による影響のため、ラスパイレス指数が上昇したが、今後は級別職員数の適正な人数に向けた見直しを実施する。

(4) 給与改定の状況

本村は人事委員会がないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当

制度なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御杖村	43.7歳	311,500円	349,017円	339,928円
奈良県	43.3歳	335,823円	419,190円	377,567円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.2歳	301,845円	343,565円	327,931円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
御杖村	50.7 歳	4 人	324,800 円	357,650 円	356,150 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	50.7 歳	4 人	324,800 円	357,650 円	356,150 円	営業用バス運転手	49.6 歳	326,900 円	1.09
奈良県	51.5 歳	98 人	326,394 円	—	361,530 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	51.5 歳	98 人	268,323 円	294,171 円	283,287 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
御杖村	—	—	—
うち自動車運転手	5,697,619 円	3,921,600 円	1.45

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		御杖村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	146,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,000 円	137,450 円	—
	中学卒	135,600 円	123,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

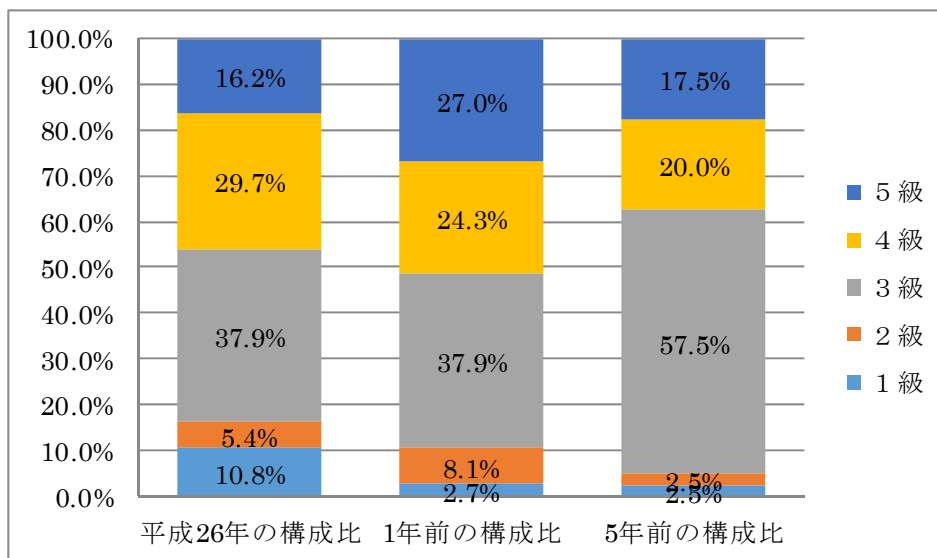
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,400円	—	—	389,800円
	高校卒	—	320,500円	359,900円	365,000円
技能労務職	高校卒	—	281,000円	—	339,400円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、主事補の職務	4人	10.8%	135,600円	243,700円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	2人	5.4%	185,800円	307,800円
3級	主任の職務	14人	37.9%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐、困難な業務を処理する主任の職務	11人	29.7%	261,900円	388,300円
5級	参事、課長又は主幹の職務	6人	16.2%	289,200円	400,600円

- (注) 1 御杖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定を行っていないため、一律支給している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御杖村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,412千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,511千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務評定を行っていないため、一律支給している。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

御杖村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額		23,435千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,330 千円
職員一人当たり平均支給年額（25年度決算）	66 千円
支給実績（24年度決算）	1,621 千円
職員一人当たり平均支給年額（24年度決算）	74 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	/	9,407千円	276,676円
	配偶者以外 1人につき 6,500円				
	職員に配偶者がいない 場合は、そのうち1人 について 11,000円				
	満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達 する日以後の最初の3月31 日までの間にある子1人につ き5,000円を加算				
住居手当	住宅家賃 上限27,000円	異なる	新築又は購入 後5年間以外 の期間の 1,000円	2,097千円	74,893円
	所有住宅(世帯主) 1,000円				
通勤手当	交通機関利用 上限55,000円 自家用車等使用 2km未満は未支給 2km以上は距離に応じて 2,000~24,500円	同じ	/	2,622千円	63,951円
管理職手当	給料月額に対し 参事 100分の9 課長・主幹 100分の8 課長補佐 100分の7	異なる	率支給	6,719千円	335,950円
宿日直手当	1勤務につき 4,200円	同じ	/	1,915千円	42,555円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	600,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			840,000円 / 230,400円
報 酬	議 長	192,000 円	395,000円 / 140,000円
	副 議 長	152,000 円	310,000円 / 115,000円
	議 員	147,000 円	290,000円 / 100,000円
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合)	2.95 月分
	議 副 議 長 員	(25年度支給割合)	2.95 月分
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		60万円×520/100×在職年数 選択制	12,480千円 在職中通算又は任期ごとの
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

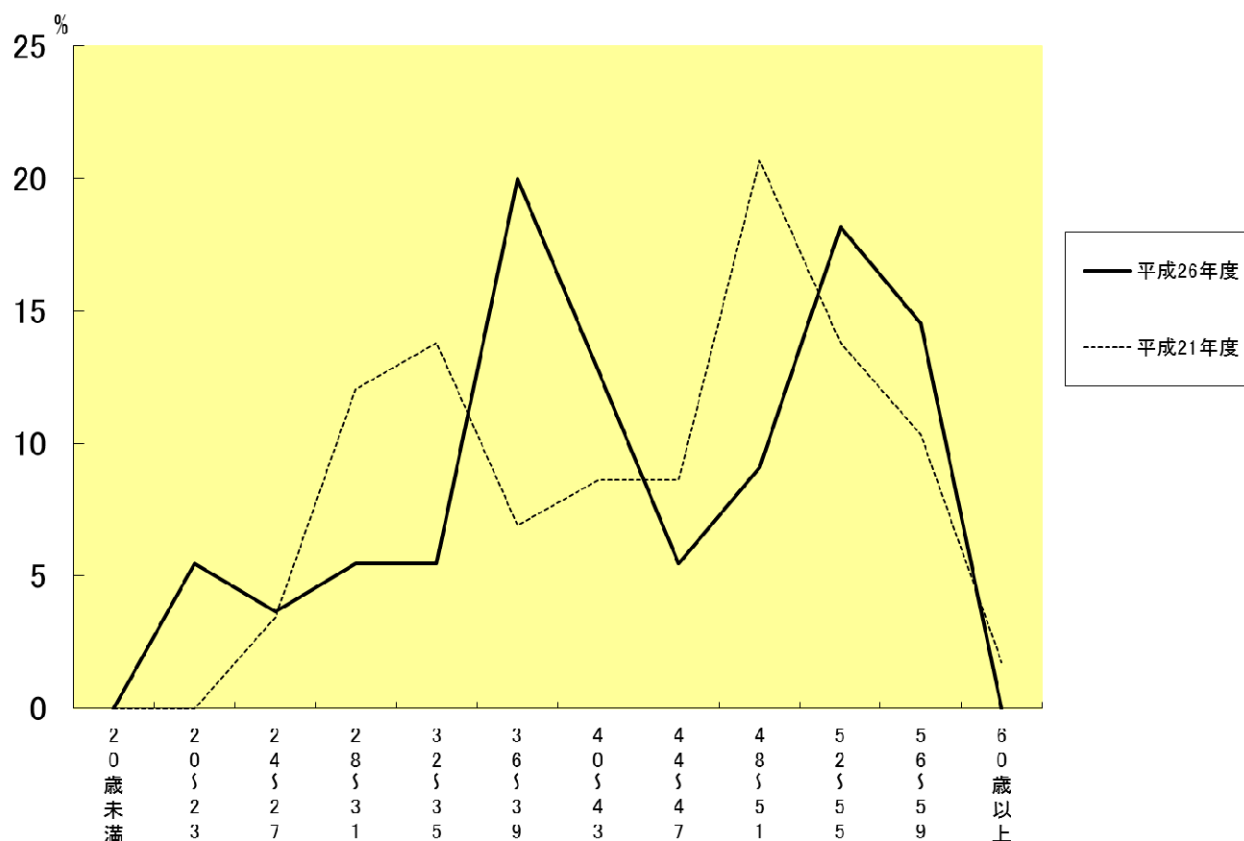
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	業 務 増 欠 員 不 補 充
		総 務	16	16	0	
		税 務	2	3	1	
		民 生	11	10	-1	
		衛 生	2	2	0	
		農 林 水 産	3	3	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	4	4	0	
	計		41	41	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.76人)
	教育部門		6	6	0	
消防部門		0	0	0		
小 計		47	47	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.36人)	
公 営 会 社 業 計 等 部 門	病 院		4	4	0	
	水 道		1	1	0	
	国 保		2	2	0	
	介 護		1	1	0	
	後 期 高 齢		0	0	0	
小 計		8	8			
合 計		55	55	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	2人	3人	3人	11人	7人	3人	5人	10人	8人	0人	55人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	44	44	42	41	41	41	-3(-6.8%)
教育	6	5	6	6	6	6	0(%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	50	49	48	47	47	47	-3(-6.0%)
公営企業等会計計	9	8	8	8	8	8	-1(-11.1%)
総合計	59	57	56	55	55	55	-4(-6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

本村は地方公営企業法を適用する公営企業がないため省略